

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付に関する変更決定を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に長時間労働等が原因で「うつ病」を発病したとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、同年〇月〇日に監督署長から発病日として認定された平成〇年〇月〇日以降についての療養補償給付及び休業補償給付の支給決定を受けた。

監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第18条の2の規定に基づき、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対し「傷病の状態等に関する届」等関係書類の提出を求めたところ、提出された資料から、請求人は平成〇年〇月から国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき障害等級2級16号と認定され、障害基礎年金を受給していること及びその時点まで労災補償給付と国民年金との併給調整を行っていないことが判明した。

監督署長は、請求人が平成〇年〇月から休業補償給付と同一の事由により障害基礎年金を受給しているとして、労災保険法第14条第2項の規定に基づき休業補償給付の算定基礎となる給付基礎日額に調整率0.88を乗じて減額支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）を平成〇年〇月〇日に行った。

請求人は、本件処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、併給調整が各年度において行われず、5年分遡って変更決定する旨の本件処分が違法であるとともに、今になって過誤払いとして回収することは信義則に違反すると述べている。

しかし、請求代理人の主張のうち、請求人が監督署長から送付された「傷病の状態等に関する届」に必要事項を記載し、平成〇年〇月〇日付けでこれを提出したとする点については、同文書を子細にみると「(物品番号〇) 〇. 〇 (平成〇年〇月)」と印刷の時期が印字されていることから、これを請求人が平成〇年〇月頃に入手することは不可能であり、この点に関する請求代理人の主張は採用できない。

(2) そこで、当審査会は労災保険法の趣旨・目的に基づき、請求代理人の上記主張について、以下に検討する。

請求人が、平成〇年〇月より国民年金法の障害基礎年金2級16号を受給していることは、国民年金・厚生年金保険年金証書から確認できるので、監督署長が労災保険法第14条第2項に基づき厚生年金等との併給調整を行った本件処分は妥当であると判断する。

また、本件処分においては、同法に照らせば、監督署長は平成〇年〇月〇日時点で可能な限り併給調整しなければならない義務が生じており、監督署長がなすべき併給調整を怠ったためにまとめて変更決定するに至ったものと認められるところ、監督署長の5年分遡って変更決定した判断は正当であったと認め

られる。

(3) なお、決定書において、「支給済みの休業補償給付支給決定変更処分に係る返納金を回収する旨の処分の取消を求める」との記載がみられるが、返納金の回収手続については、労災保険法上の処分ではないことから審査官の説示は妥当ではないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。